

公害保健福祉事業における「新型コロナワクチン接種費用助成事業」（仮称）の追加について

令和 6 年 9 月
企画課保健業務室

1. 公害保健福祉事業について

公害保健福祉事業は、公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」という。）第 46 条に基づき、公健法の被認定者の健康を回復させる等により、福祉を増進し、並びに指定疾病による被害を予防することを目的として、自治体を実施するものである。

現在、当該事業として、公健法第 46 条で定められるもののほか、公害健康被害の補償等に関する法律施行令第 25 条及び公害健康被害の補償等に関する法律施行令第 25 条第 5 号の規定に基づく環境大臣が定める事業（平成 17 年環境省告示第 33 号）において以下の事業が定められており、この中から自治体が地域の実情に応じた事業を組み合わせ実施している。

- (1) リハビリテーションに関する事業
- (2) 転地療養に関する事業
- (3) 家庭における療養に必要な用具の支給に関する事業
- (4) 家庭における療養の指導に関する事業
- (5) インフルエンザに係る予防接種の費用の助成に関する事業
- (6) 禁煙治療の費用の助成に関する事業

今般、新型コロナワクチン接種について、特に高齢の被認定者の認定疾病の症状増悪の防止に有効性があるものと考えられるため、公害保健福祉事業の一つとして、「新型コロナワクチン接種費用助成事業」の追加を検討している。

【参考】【公健法第 46 条第 1 項】

都道府県知事又は第 4 条第 3 項の政令で定める市の長は、指定疾病によりそこなわれた被認定者の健康を回復させ、その回復した健康を保持させ、及び増進させる等被認定者の福祉を増進し、並びに第一種地域又は第二種地域における当該地域に係る指定疾病による被害を予防するために必要なリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の政令で定める公害保健福祉事業を行なうものとする。

【施行令第 25 条】

法第 46 条第 1 項の政令で定める公害保健福祉事業は、次に掲げる事業とする。

- 1 リハビリテーションに関する事業
- 2 転地療養に関する事業
- 3 家庭における療養に必要な用具の支給に関する事業
- 4 家庭における療養の指導に関する事業
- 5 各号に掲げるもののほか、被認定者の福祉を増進し、又は指定疾病による被害を予防するために必要な事業で環境大臣が定めるもの
(インフルエンザに係る予防接種の費用の助成に関する事業、禁煙治療の費用の助成に関する事業が告示で定められている。)

2. 本事業の概要

新型コロナウイルスワクチンの全額公費による接種は令和 5 年度で終了

し、令和6年度の秋以降、自治体により原則有料で定期接種が行われる見込みとなっている。

「新型コロナワクチン接種費用助成事業」（仮称）は、公健法旧第一種指定地域に係る被認定者のうち、各自治体が実施する予防接種法に基づく新型コロナワクチン接種の対象者となる65歳以上の者等に対して、その自己負担額分を助成することによって、認定疾病の増悪防止を図るものである。

3. 今後の予定

現在令和7年度予算の概算要求中であり、政府予算案として認められれば、詳細な制度設計、公健法施行令第25条第5号に基づく告示の改正、関係自治体への事前周知等を行い、令和7年度当初から本事業を開始することとした。

【制度のイメージ】

